⑶　財務内容の健全性の向上を示す目標

２．事業適応の内容及び実施時期

⑴　事業適応に係る事業の内容

①　事業適応の類型

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

③　事業適応の具体的内容

⑵　事業適応を行う場所の住所

⑶　事業適応に伴う設備投資等の内容

⑷　事業適応の実施時期

①　事業適応の開始時期及び終了時期

②　毎事業年度の実施予定

⑸　事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

①　必要な資金の額及び調達方法の概要

②　必要な資金の額及び調達方法

３．事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

４．その他

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

４．第11条の２第２項各号に掲げる書類及び同条第３項の規定による求めに係る書類を添付すること。

５．法第21条の28第１項又は第２項の規定による確認を受けたい場合は、この申請書に様式第18の16又は様式第18の17を併せて提出すること。

（記載要領）

１．事業適応の目標

⑴　事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの（以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）にあっては、別表１により環境への負荷の低減に関する野心的な目標（事業適応の実施に関する指針（令和３年財務省・経済産業省告示第６号。以下「実施指針」という。）第３項第２号イに規定する目標をいう。以下同じ。）についても記載する。

⑵　下記２．⑴①で記載する事業適応の類型（複数記載する場合はその全て）に応じ、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す数値目標（事業適応の実施に関する指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。ただし、成長発展事業適応に係る数値目標又は情報技術事業適応に係る数値目標については、この申請書にそれぞれ様式第18の16又は様式第18の17を添えて提出する場合は、任意記載事項とし、また、需要開拓商品生産設備の導入を伴うエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者は、需要開拓商品の販路の開拓及び国内への普及に向けた定性的な目標を記載するものとする。

⑶　財務内容の健全性の向上を示す目標（実施指針に規定する目標を用いる。）を記載する。

２．事業適応の内容及び実施時期

⑴　事業適応に係る事業の内容を記載する。

①　法第２条第12項各号に掲げる事業適応の類型（①成長発展事業適応、②情報技術事業適応、及び③エネルギー利用環境負荷低減事業適応）のいずれに該当するか（複数該当する場合は全て）を記載する。

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載する。

③　事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、上記①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、次の事項を説明する。

㈠　成長発展事業適応にあっては、実施指針第２項第１号ハに規定する「予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの」への該当性。

㈡　情報技術事業適応にあっては、実施指針第２項第１号ニに規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性。

㈢　エネルギー利用環境負荷低減事業適応にあっては、１．⑵に記載する目標の達成に向けた具体的な取組みの内容。

⑵　事業適応を行う場所の住所を記載する。

⑶　上記⑴①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、別表２により、事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。

⑷　事業適応の実施時期について記載する。

①　事業適応の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

②　別表３により、毎事業年度の実施予定を記載する。

⑸　事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては任意記載事項とする。

①　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

②　必要な資金の額及び調達方法は、別表４により記載する。